

2026 あおもりねぶたマルシェ 出店募集要項



あおもり産品販売促進協議会

2026 あおもりねぶたマルシェ 出店募集要項

■ 実施概要

青森ねぶた祭のメイン通りとなる青森市役所本庁舎前で開催される『あおもりねぶたマルシェ』。祭り期間中、県内外から訪れる観光客の皆様へ、青森市の雄大な自然と優れた生産者の手で大切に育まれた「あおもり産品※」の魅力を広く PR すべく、本年度も開催いたします。本マルシェの開催に伴い、「あおもり産品」にこだわった料理や加工品、一次産品を「知って・食べて・買って」いただくブースの出店者（生産者・生産者団体及び事業者）を募集します。

※「あおもり産品」：青森市内で生産された農水産物 及びその加工品

■ イベント概要

催 事 名 称：あおもりねぶたマルシェ

主 催：あおもり産品販売促進協議会

開 催 場 所：青森市役所 本庁舎 サードプレイス

開 催 期 間：2026 年 8 月 2 日（日）～ 8 月 6 日（木）（2025 年来場者数：5 日間延べ 約 32,000 人）

出 店 ブ ース：あおもり産品の販売、あおもり産品を使用した加工品、飲食物の販売

■ 募集内容

【出店場所】

青森市役所 本庁舎 サードプレイス 北のひろば（青森市中央 1 丁目 22 番 5 号）

【出店場所レイアウト】

別紙参照

【出店期間】

2026 年 8 月 2 日（日）～ 8 月 6 日（木）17:00 ～ 21:00

【募集枠数及び出店負担金】

区分毎に下表のとおり設定します。

区 分	説 明	募集小間数	出店負担金
あおもり産品 産直ブース	生産者（団体）が自ら生産したあおもり産品の販売、加工品や調理・飲食物の販売	12小間	売上金の5% （酒類販売あり：7%）
飲食店ブース	あおもり産品を使用・調理した飲食物の販売		売上金の10% （酒類販売あり：12%）

※ 出店者については、あおもり産品産直ブースを優先的に配置し、残りの枠を飲食店ブースとします。

※ あおもり産品産直ブースの応募が 12 者以上あった場合は抽選にて出店者を決定し、飲食店ブースの出店は行わないものとします。

※ 飲食店ブースの出店者は、ご提出いただく出店申込書をもとに、あおもりねぶたマルシェ飲食店出店者審査委員会にて審査し、決定します。

● 小間スペース 間口 約3m×奥行 約3m

- ・ 1 出店者につき 1 小間とします。
- ・ 出店する権利の転貸、売買、譲渡等については禁止します。あおりり産品販売促進協議会（以下「主催者」という。）でそのような行為を確認した場合は、出店を中止します。
- ・ 主催者が用意するテントでの出店となります。なお、キッチンカーの出店は受け付けておりません。

【募集・申込期間】

2026年6月1日（月）～ 6月22日（月）17：00 まで

【出店資格】

出店資格者は、出店申込書の提出時点において、次の要件を全て満たすこととします。

- (1) 青森市内に住所を有する生産者または市内に主たる事業所を有する生産者団体、青森県内に主たる事業所を有する中小企業者・小規模企業者若しくは個人事業者であって、本イベントの目的及び趣旨を理解、賛同する方。
- (2) 反社会勢力やこれに準ずる者と関係がなく、また将来的にも関係を持たない方。
なお、出店申込者（個人または団体）または営業補助者が次に該当するときは、出店を認めません。
 - ア. 暴力団「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。」であるとき。
 - イ. 暴力団または暴力団員が経営を支配していると認められるとき。
 - ウ. 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき。
 - オ. 暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - カ. 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしているとき。
 - キ. 暴力団または暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

【出店要件】

- (1) 開催全日程に出店可能なこと。
- (2) 事前に出店申込書へ記載した青森市産農水産品である「あおりり産品」、「あおりり産品」を使用した加工品、または「あおりり産品」を使用したメニュー（飲食物）を販売すること。当日の販売物と出店申込書へ記載した内容に相違があった際は、出店を差し止める場合があります。
【注意】主たる販売品目（飲食メニュー）のうち、必ず1品以上にあおりり産品が使用されていること。
- (3) 食品の安全性や衛生管理に関する規制を遵守し、適切な製造、加工を行うこと。また、出店に際して必要となる許可や認証を有すること。
- (4) 当該出店募集要項及び留意事項を遵守し、協力して運営にあたること。

【申込方法】

別紙「出店申込書」に必要事項を記入の上、募集・申込期間内にメールでお申し込みください。
また、調理販売を行う出店者は、出店申込書と一緒に「臨時飲食店営業許可」の写しの提出をお願いします。

宛 先 : あおもり産品販売促進協議会事務局 宛
E-mail : aomorisanpin@gmail.com

【出店者の選定について】

あおもりねぶたマルシェでは、あおもり産品産直ブースと飲食店ブース、合わせて12小間を募集します。当該イベントはあおもり産品の魅力を広くPRすることを目的とするため、あおもり産品産直ブースに出店する方を優先的に選定し、残りの枠を飲食店ブースとします。
飲食店ブースの申込が多数あった場合は、次の項目のとおり審査し、出店者を決定します。

【飲食店ブースの審査及び選定】

(1) 選定方法

- ・主催者において、「あおもりねぶたマルシェ 飲食店出店者審査委員会 実施要領」に基づき、あおもりねぶたマルシェ飲食店出店者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置、出店申込書の内容をもとに審査し選定します。選定後、6月30日（火）12:00までに申込者全員に選定結果（選定・非選定）をメールにて通知します。
- ・審査内容については非公開とし、また審査結果に対するお問い合わせや質疑は受け付けませんので予めご了承ください。

(2) 審査項目及び配点

No	評価基準	評価視点	配点
1	「ねぶたマルシェ」コンセプト適性	あおもり産品が看板商品等の主役、あるいは主要な材料としてメニューに使用されており、あおもり産品の魅力をアピールしているか	40点
2	独自性	ねぶたマルシェ限定メニューの開発や、生産物へのこだわりなど、他店と差別化を図るメニューになっているか	25点
3	実績	過去、青森県内で同様の催事イベントに出店した実績はあるか	10点
4	訴求力	SNS、ホームページ、ブログ、パンフレット、チラシ等、ねぶたマルシェやあおもり産品のPRを実施できるコンテンツの発信力があるか	15点
5	運営力	現金決済のみでなく、QRコード決済やカード決済、電子マネーなど、キャッシュレス決済に対応できるか	10点

【出店小間仕様・貸与物等】

- (1) 1小間あたり、テント（3m×3m）1張、折りたたみ長テーブル（1.8m×0.6m）3台、折りたたみイス2脚、クリップライト（100w相当）1台を無料で貸与します。
その他必要な物品は各出店者でご用意ください。
- (2) 各出店者の小間配置は、主催者がくじ引きで決定します。
※本マルシェの開催目的に照らし、あおり産品産直ブースはD~Iの小間（別紙レイアウト図参照）へ優先的に配置します。
- (3) 小間装飾、什器備品類、商品搬入搬出及び管理は各出店者が行ってください。
※出店ブースと駐車場が離れているため、台車を各自でご用意ください。
- (4) 各自小間スペースからはみ出さないようにしてください。
※小間配置は北のひろば芝生上となります。石畳と比較すると足元が不安定ですので、ご注意ください。
※主催者側で出店ブースの足元は養生いたしません。必要に際し、各自で養生するようお願いいたします。
- (5) テント裏側も人が通りますので、整理整頓を心がけるようお願いいたします。

【調理等について】

- (1) 小間スペース内での調理が可能です。ガス器具、ボンベ、発電機、調理什器類及び販売用容器等は各自でご準備ください。また、消防への届出が必要な火気類を使用する場合は、各出店者で必ず消火器を設置してください。
- (2) 消防署への「露店等の開設届出」は主催者が取りまとめて手続きします。届出が必要な出店者は使用火気類について、出店申込書に必ず記入してください。
※イベント初日8/2（日）の開店前に消防確認を予定しております。
- (3) 水道を使用する場合は、指定する共同シンクのみ使用してください。
- (4) 油類の使用や汁物を提供する場合は、必ず地面シート等（段ボール不可）で養生し、汚れた際は各自で清掃し原状復帰をしてください。
- (5) 調理販売を行う出店者においては、開催期間中、臨時営業許可書を各自小間スペース内に掲示いただきます。

【物品管理について】

- (1) 夜間等（営業終了後から翌日準備時間まで）、テントは完全撤去せず、足を下げ、テント幕で覆った状態となります。夜間等の各出店者の物品管理にご留意ください。
※夜間の警備は付きませんので、貴重品等は持ち帰るようお願いいたします。
- (2) 夜間等の物品保管については、屋内駐車場（シャッター有）内に各出店者台車1台分のスペースを確保します。什器類・商品在庫等の保管にご利用ください。
※台車は各自ご用意いただきます。
※野生動物（カラス、熊等）のテント内への侵入を阻止するため、飲食物、生ごみ等、匂いの発生するものは、各日営業終了後にお持ち帰りください。
- (3) 調理什器類などは都度持ち帰るか、その場に置いておく場合は、安全対策を万全に取った上で保管をお願いします。
- (4) 主催者において、売上金の一時預かりやつり銭の両替等はいりませんので、出店者の責任により厳重に管理、運営してください。
- (5) 主催者は、不可抗力により発生した事故（盗難、紛失、火災、破損等）の賠償責任を負いません。

【駐車場について】

駐車場は出店者につき1台分（※事前に登録した車両のみ駐車可能）を主催者が準備します。
駐車証を貸与しますので、ダッシュボードに掲示の上、駐車してください。
※出店ブースと駐車場が離れているため、台車を各自でご用意ください。

【催事の中止・出店制限について】

催事開催までの期間及び開催期間中の新型コロナ等、感染症の拡大状況や天候等により、やむをえず催事を中止、若しくは出店要件に制限を実施する（テイクアウトのみ、調理禁止など）場合があります。この場合、主催者は損害補償・補填はいたしませんのでご了承ください。

■その他留意事項

【搬入・設営・搬出について】

- (1) 初回搬入は8/2（日）の13:00から可能です。※テント設営は、8/2（日）13:00完了予定。
- (2) 開店準備は各日15:30からとし、17:00には準備作業を終え、開店できるようにしてください。
- (3) 営業終了時間は21:00です。延長は認められませんので、時間内に営業を終了してください。
- (4) 営業終了後は各日21:30までに片付けを終え、テント幕で覆った状態で退場してください。
- (5) 最終日の営業終了後から順次テントの撤収を行います。最終日に持ち帰れない什器類等は屋内駐車場（シャッター有）内に保管できますが、8/7（金）の8:30～10:00の間に搬出してください。
- (6) 最終日終了後には、各自小間スペースの清掃を必ず行い、原状回復をいただきます。炭のあとや破片の散乱、油污れ等、清掃料金が発生した場合は、出店者にご負担いただく場合がありますので、ご注意ください。

【営業許可・衛生管理】

- (1) 食品衛生法に基づく許可等、営業に必要な許認可手続き等は、出店者の責任で対応してください。
- (2) 営業の許可を受けた品目（調理方法含む）以外の品目を販売することはできません。
- (3) 食品を扱う出店者は、食品衛生法のルールを守り、消費者に対して安全で衛生的な食品の提供に努め、食中毒防止など食品管理には十分注意してください。
※イベント期間中、保健所の確認が入る場合があります。
- (4) 酒類の販売をされる出店者で、缶ビール及び瓶ビールなどの容器を開封せずに容器ごと販売される場合は、各自青森税務署にて「期限付酒類販売小売業免許」を必ず取得してください。

※ 缶ビールを販売する場合は、レギュラー缶（350ml）で税込500円以上、ロング缶（500ml）で税込700円以上。カップで生ビールを販売する場合は、12～14オンス（360ml～420ml）で税込600円以上での販売をお願いします。

【清掃・ゴミ処理について】

- (1) 各自小間スペース内の清掃は各出店者が責任をもって行ってください。
- (2) 調理・販売時に発生するゴミは各自持ち帰りとなります。
- (3) 購入者が飲食したゴミは主催者側でゴミ箱を設置し、処理を行いますが、各出店者においてもゴミの分別について、ご協力ください。
- (4) 排水は共同シンクを設置しますので、汚水は必ず共同シンクを使用し、排水口のゴミなどは使用した方が処理してください。固形物や油は流さないようお願いします。

【売上報告について】

- (1) 事前に売上報告書の様式をお渡ししますので、一日分の売上報告書を翌日の営業開始時刻までに本部へ提出してください。なお、最終日の売上については、8/7（金）正午までにメールであおもり産品販売促進協議会事務局宛、ご報告ください。
- (2) 出店負担金については、催事期間中の売上を集計の上、後日納付額をお知らせします。

【販売物に対するクレーム】

販売物に対するクレーム等のトラブルについては、出店者において対処してください。
主催者は一切責任・補償を負いません。

【その他】

- (1) 市役所敷地内は完全禁煙です。会場や駐車場では喫煙しないようお願いします。
- (2) 当該イベントに関する周知や情報発信にご協力ください。
- (3) 混雑の際は各店舗にて自店舗の列整理を行い、歩道等にお客様が渋滞しないよう、対応してください。

■ 問合せ先

あおもり産品販売促進協議会 事務局
（青森市農林水産部あおもり産品支援課）
担当：藤村、三浦

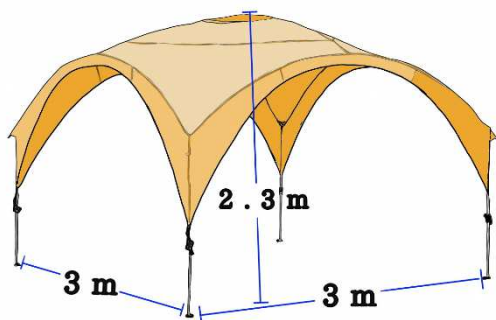
〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1
TEL：0172-26-6102 / FAX：0172-62-8125
E-mail：aomorisanpin@gmail.com

別紙（出店場所レイアウト）

※各ブースのレイアウトについては、変更になる場合がありますのでご了承ください。



<テント拡大図>



マルシェテント仕様
コールマン
パーティーシェードライト/300